

# 星野リゾート・リート投資法人

平成 29 年 10 月 30 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都中央区京橋三丁目 6 番 18 号  
星野リゾート・リート投資法人  
代表者名 執行役員 秋本 憲二  
(コード番号：3287)

資産運用会社名  
株式会社星野リゾート・アセットマネジメント  
代表者名 代表取締役社長 秋本 憲二  
問合せ先 取締役財務管理本部長兼  
財務管理部長 隆 哲郎  
(TEL：03-5159-6338)

## 金利スワップ契約締結に関するお知らせ

星野リゾート・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 29 年 10 月 26 日付「資金の借入れ（条件等決定）及び金利スワップ取引に関するお知らせ」で公表した金利スワップ取引につきまして、金利スワップ契約の条件が決定し、金利スワップ契約の締結をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 金利スワップ契約

契約番号 0035 にかかる金利スワップ契約の内容

相手先	野村証券株式会社	
想定元本	金 2,500,000,000 円	
金利	固定支払金利	0.0700%
	変動受取金利	基準金利（全銀協 1 か月日本円 TIBOR）
開始日	平成 29 年 11 月 1 日	
終了日	平成 32 年 4 月 30 日	
利払期日	平成 29 年 11 月 30 日を初回とし、以降毎月末日並びに終了日	

契約番号 0036 にかかる金利スワップ契約の内容

相手先	野村証券株式会社	
想定元本	金 2,000,000,000 円	
金利	固定支払金利	0.1045%
	変動受取金利	基準金利（全銀協 1 か月日本円 TIBOR）
開始日	平成 29 年 11 月 1 日	
終了日	平成 34 年 4 月 28 日	
利払期日	平成 29 年 11 月 30 日を初回とし、以降毎月末日並びに終了日	

ご注意：本報道発表文は、金利スワップ契約の締結に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

## 契約番号 0037 にかかる金利スワップ契約の内容

相手先	株式会社みずほ銀行	
想定元本	金 2,500,000,000 円	
金利	固定支払金利	0.1500%
	変動受取金利	基準金利（全銀協 1 か月日本円 TIBOR）
開始日	平成 29 年 11 月 1 日	
終了日	平成 35 年 10 月 31 日	
利払期日	平成 29 年 11 月 30 日を初回とし、以降毎月末日並びに終了日	

## 契約番号 0038 にかかる金利スワップ契約の内容

相手先	野村証券株式会社	
想定元本	金 3,000,000,000 円	
金利	固定支払金利	0.2050%
	変動受取金利	基準金利（全銀協 1 か月日本円 TIBOR）
開始日	平成 29 年 11 月 1 日	
終了日	平成 37 年 4 月 30 日	
利払期日	平成 29 年 11 月 30 日を初回とし、以降毎月末日並びに終了日	

(注) 本金利スワップ契約締結により、契約番号 0035 に係る金利は実質的に 0.2950%、契約番号 0036 に係る金利は実質的に 0.4295%に、契約番号 0037 に係る金利は実質的に 0.6250%に、契約番号 0038 に係る金利は実質的に 0.8300%に固定化されます。

本金利スワップ契約の対象である借入れ（契約番号 0035、契約番号 0036、契約番号 0037 及び契約番号 0038）の詳細及び金利スワップ取引を行う理由等につきましては、平成 29 年 10 月 26 日付「資金の借入れ（条件等決定）及び金利スワップ取引に関するお知らせ」をご参照ください。

## 2. 今後の見通し

本件による業績への影響は軽微であり、平成 30 年 4 月期（平成 29 年 11 月 1 日～平成 30 年 4 月 30 日）及び平成 30 年 10 月期（平成 30 年 5 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日）における運用状況の予想に変更はありません。

以 上

\*本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会  
\*本投資法人のホームページアドレス：<http://www.hoshinoresorts-reit.com/>

ご注意：本報道発表文は、金利スワップ契約の締結に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。